

年末調整特集

また今年も年末調整の時期が近づいてきました。今年は例年に比べ台風の日本上陸が多く、災害の影響が色濃く残る大変な年となってしまいました。

今年の年末調整では平成15年度及び平成16年度の税制改正に伴い、給与所得関係についていくつか改正が行われています。そこで、その主な変更点について説明します。

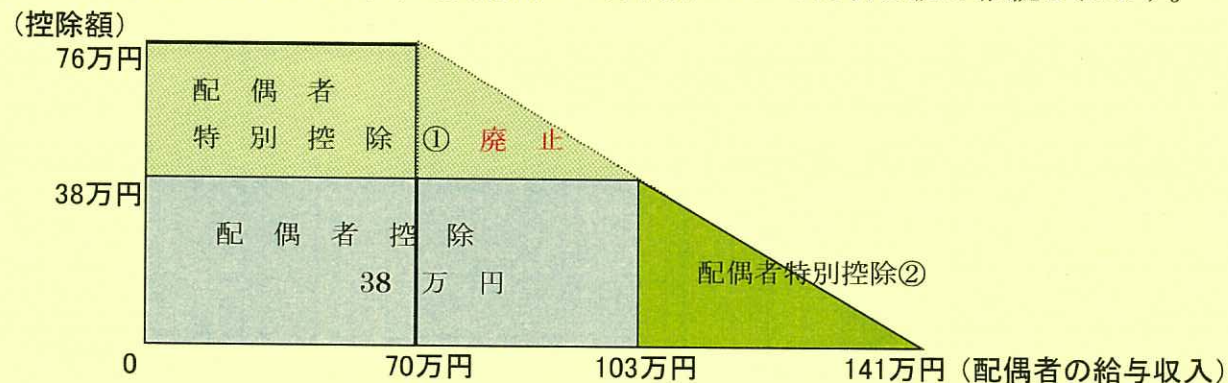
なお、定率減税については今回の年末調整においても引き続き実施されます。

1 配偶者特別控除が変更されました。

* 配偶者(給与所得のみである場合、給与収入が103万円以下である人)に対して適用される配偶者特別控除(表の①の部分)が廃止されました。

この改正は**今回の年末調整から適用される**ので注意してください。

* なお、配偶者特別控除②(最高38万円)については引き続き継続されます。



2 通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

* 自動車などの交通用具を使用して通勤する場合の通勤距離が片道45キロメートル以上である場合の限度額が引き上げられました。

改正前 20,900円 → 改正後 24,500円

(注) 平成16年4月1日以後に支払を受けるべき通勤手当等から適用されます。

* その他の非課税限度額については変更はありません。

☆ 年末調整をする必要があるかどうかは以下の表を参照してください。

年末調整する人	年末調整しない人
① 年末まで勤務している人	① 収入金額が2,000万円を超える人
② 年の途中で退職した人のうち、下記の人 ・ 死亡した人 ・ 著しい心身の障害により退職した人 ・ 12月中の給与の支給後に退職した人	② 災害により被害を受けて、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人 ③ 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人で下記の人 ・ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人 ④ 年の途中で退職した人のうち、左記の②に該当しない人

☆ 年末調整には以下の書類が必要です。

- (1) 源泉徴収簿
- (2) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

添付書類

- * 生命保険控除証明書(生命保険料・個人年金を支払っている人は必要)
- * 損害保険控除証明書(損害保険料を支払っている人は必要)
- * 小規模企業共済掛金控除証明書(小規模企業共済に加入している人は必要)
16年中に支払った国民健康保険・国民年金(子供の国民年金がある場合はそれも含む)・国民年金基金の額を記入してください。
配偶者に収入がある場合、源泉徴収票又は金額の記入が必要
- (4) 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
(平成15年度以前の確定申告により住宅借入金等特別控除の適用を受けた人)

添付書類

- * 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書
- * 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- (5) 前職分の源泉徴収票(平成16年中に入社した人のみ必要)

☆ 年末調整をしない人

年末調整をしない人は、平成17年2月16日から3月15日までの間に確定申告をして税額の清算をすることになります。